

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 檢 査 要 領

D 編

機 関

鋼船規則 D 編
鋼船規則検査要領 D 編

2012 年 第 1 回 一部改正
2012 年 第 1 回 一部改正

2012 年 6 月 15 日 規則 第 22 号／達 第 38 号

2012 年 2 月 10 日 技術委員会 審議

2012 年 3 月 6 日 理事会 承認

2012 年 5 月 28 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

鋼船規則

D 編 機関

規則

2012 年 第 1 回 一部改正

2012 年 6 月 15 日 規則 第 22 号

2012 年 2 月 10 日 技術委員会 審議

2012 年 3 月 6 日 理事会 承認

2012 年 5 月 28 日 国土交通大臣 認可

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

D 編 機関

12 章 管, 弁, 管取付け物及び補機

12.3 弁及び管取付け物の構造

12.3.4 フレキシブル管継手

-3.を次のように改める。

-3. フレキシブル管継手の設置, 設計及び構造については, 次の要件に従ったものでなければならない。

(1) 設置要件

- (a) 使用中, ねじり変形を受けないこと。
- (b) 容易に点検できる場所とすること。
- (c) 必要と認められる最小限の個所とすること。
- (d) 必要最小限の長さとする。
- (e) 接触による摩擦を避けること。
- (f) 許容される最小曲げ半径を考慮し設置すること。
- (g) 高温となる表面近傍の可燃性油管に使用される場合にはスクリーン又はその他の適切な方法により, 管の損傷等により内部流体が漏洩して発火する危険性を低減させること。
- (h) 製造者の指示に従うこと。

(2) 設計要件

- (a) 周囲の状況, 使用圧力下での内部流体との適合性及び温度条件を考慮すること。
- (b) クランプ及び同様の留具は, 蒸気管, 可燃性油管, 始動空気管及び浸水のおそれのある海水管には使用しないこと。その他の管については, 使用圧力が **0.5MPa** 以下で, かつ, 両端部でクランプが二重化されている場合に限り使用することができる。
- (c) 使用中に衝撃圧力又は過大な振動を受けるおそれがある場合には, 想定される最大の動的圧力を考慮して設計されること。

(3) 構造要件

非金属製フレキシブル管については, 次の要件によること。

- (a) **12.3.4-1.(1)**から**(6)**に掲げる用途の管に使用される場合には, 金属ワイヤー又は適当な材料を編込むことにより, 補強されたものとする。ただし, 本会が特に認める場合にあつては, この限りではない。
- (b) バーナーへの燃料供給管に使用される場合には**(a)**の要件に加え, さらに編組さ

れた金属ワイヤーにより外側を保護されたものとする。

- (c) 可燃性油管及び浸水のおそれのある海水管に使用される場合には、耐火性のものとする。 (ただし、開放された甲板上の場所に設置される場合を除く。)

附 則

1. この規則は、2012 年 6 月 15 日から施行する。

鋼船規則検査要領

D 編

機関

要
領

2012 年 第 1 回 一部改正

2012 年 6 月 15 日 達 第 38 号

2012 年 2 月 10 日 技術委員会 審議

2012 年 6 月 15 日 達 第 38 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

D 編 機関

改正その 1

D12 管，弁，管取付け物及び補機

D12.3 弁及び管取付け物の構造

D12.3.4 を次のように改める。

D12.3.4 フレキシブル管継手

-1. 規則 D 編 12.3.4-2.にいう「本会の承認を得たもの」とは，「船用材料・機器等の承認及び認定要領第 6 編 2 章 2.4.2-11.」に従って承認されたものをいう。

-2. 規則 12.3.4-3.でいう「開放された甲板上の場所」とは，鋼船規則 R 編 9.2.3-2.(10)及び R 編 9.2.4-2.(10)で定義する「開放された甲板上の場所」をいい，タンカー，液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船の貨物エリアを含まない。

附 則（改正その 1）

1. この達は，2012 年 6 月 15 日から施行する。

附属書 D12.1.6-2. プラスチック管に関する検査要領

1.2 用語

(3)を次のように改める。

- (3) *FTP* コードとは、規則 R 編 3.2.23 に定義されるものをいう。~~火災試験方法の適用に関する国際条約 (IMO RESOLUTION MSC.61(67) “INTERNATIONAL CODE FOR APPLICATION OF FIRE TEST PROCEDURES” adopted on 5 December 1996) をいう。~~

附 則（改正その 2）

1. この達は、2012 年 7 月 1 日から施行する。